



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
弁護士・医師 福田 友洋

【事例】

認知症の女性患者さんが、当院の療養型病床に長期入院しています。夫は既に他界しており、子供は長男と次男の2人です。入院直後は、長男が、治療費を支払ったり、着替えを持ってきたりしてくれていたのですが、突然顔を見せなくなり、未払いの治療費が3ヶ月分にもなっています。電話や手紙で連絡を取ろうと試みたのですが、長男からの反応は全くありません。どうやら長男が患者さんの年金を使い込んでいるようです。

一方、連帯保証人である次男にも連絡を取ってみたところ、長男が母親の年金を管理しているから、長男に治療費を請求してくれと言われてしまいました。

当院はどのように治療費を回収すればよいでしょうか？

【回答】

連帯保証人である次男に治療費を請求することになりますが、次男を含めた4親等以内の親族に成年後見開始の申立をしてもらい、家庭裁判所に選任された成年後見人に対して治療費を請求する形にすべきです。

【解説】

1 最近、治療費未収金回収のご相談をいただく

ことが多いのですが、医療費の消滅時効は3年間と短いので、当事務所にご相談いただいた時点で既に消滅時効が成立していることがあります。また、催告書等の請求書を送っていれば、消滅時効は完成しないと誤解されている医療機関がありますが、催告書を送付しても、送付から6ヶ月以内に裁判上の手続を経なければ、消滅時効中断の効果はありませんⁱ。まずは、未収金の消滅時効にご注意いただきたいと思います。

2 連帯保証人は、患者と連帯して治療費を支払う義務を負っていますので、連帯保証人に対して請求する前に、患者に対して未収金の請求をしなければならないということはありません。
【事例】の次男のような反論をする連帯保証人が多いのですが、そのような主張は法律上は認められませんので、毅然とした態度で請求を続けましょう。連帯保証人が治療費の支払に応じなければ、連帯保証人に対して支払督促や訴訟などの法的手続を取った上で、連帯保証人の財産（預金や給与等）を差し押さえることを検討することになります。

なお、保証契約は書面で交わす必要があり、書面が残っていないと連帯保証人に対して治療費を請求することはできませんⁱⁱ。入院時は、患者も病院も慌しくなるため、保証契約書が完成していないこともあると思いますが、未収金

ⁱ 民法153条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中止の効力を生じない。

ⁱⁱ 民法446条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。
2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

の問題が発生しないように、ひと段落したら保証契約書に署名又は押印を得ておく必要があります。

3 連帯保証人が治療費の請求に応じればよいのですが、連帯保証人に十分な資力がなく、未収金を回収できないというケースがあります。

そうなると、患者の年金から未収金の回収を試みるしかないわけですが、【事例】のケースのような場合には、長男と接触することが難しく、接触できたとしても、患者の年金や通帳の引渡しには素直に応じないことがほとんどです。一方、患者が、新たな預金口座を開設し、年金の振込を新しい口座に変更すれば、年金から治療費を回収することは可能になるのですが、患者に重度の認知症がある場合には、残念ながらこれらの手続を受け付けてもらえないことがほとんどです。

こうしたケースの場合には、家庭裁判所から成年後見人を選任してもらい、成年後見人に患者の法定代理人として預金口座の開設や年金に関する手続をとってもらった上で、治療費を支払ってもらうという方法が考えられます。患者にとっても、長男から年金を搾取され続けられている状況（経済的虐待）を打開し、結果として安定した治療環境を確保することに繋がります。

ですので、成年後見人が付されることが望ましいといえます。

4 成年後見制度を利用する際には、家庭裁判所に成年後見開始の申立をする必要があるのですが、医療法人や院長先生が申立人になることはできません。法律上は、「配偶者」や「4親等内の親族」などの限られた者が申立人となることができるようになっていますので、患者の親族に対して、成年後見開始の申立についてご協力をお願いすることになります。

成年後見人を誰にするかは、家庭裁判所が決定します。【事例】のような親族の横領が疑われるケースの場合には、弁護士や司法書士が成年後見人に選任されることが多いのですが、成年後見人の報酬については、本人の財産から支給されることになりますので、申立人となる親族や医療法人が負担しなければならないということではありません。

親族のどなたからも協力を得られない場合には、札幌市長に成年後見開始の申立を依頼するということになりますが、一般的に市長申立はかなりの時間を要することが多いので、【事例】のケースでは次男の方にお願いするのが良いと考えます。

